

京都市告示第 4 4 1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 5 1 条の 2 0 第 1 項の規定により，次のとおり法第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

平成 2 6 年 1 月 6 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人修光学園（理事長 森 のり子）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市左京区修学院山添町 8 番地 2

3 事業所の名称

修光学園ディアコニアセンター 相談サポート「まあるく」

4 事業所の所在地

京都市左京区修学院沖殿町 2 0 番地

5 指定する事業の種類

計画相談支援

6 指定年月日

平成 2 6 年 1 月 1 日

7 事業所番号

2 6 3 0 6 8 1 0 5 0

（保健福祉局障害保健福祉推進室）